

身体障害者障害程度等級表(太実線より上は第1種を、下は第2種を表す)

級別	視覚障がい	聴覚又は平衡機能障がい		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	肢体不自由		肢体不自由		心臓、じん臓又は呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい							
		聴覚障がい	平衡機能障がい		上肢機能障がい	下肢機能障がい	体幹機能障がい	乳幼児期以前の非進行性の能病変による運動機能障がい	上肢機能障がい	移動機能障がい	心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい	ぼうこう又は直腸の機能障がい	小腸機能障がい	肝臓機能障がい
1級	視力の良い方の眼の視力(方眼式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				①両上肢の機能を全廃したもの ②両上肢を手関節以上で欠くもの	①両下肢の機能を全廃したもの ②両下肢の大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障がいにより座っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	①ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの
2級	①視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ②視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が28度以下のもの ④両目開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	①両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			①両上肢の機能の著しい障がい ②両上肢のすべての指を欠くもの ③一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの ④一上肢の機能を全廃したもの	①両下肢の機能の著しい障がい ②両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ③一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの ④一上肢の機能を全廃したもの	①体幹機能障がいにより座位又は起立位を保つことが困難なもの ②体幹の機能障がいにより立ち上がるのが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が制限されるもの						肝臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいにより日常生活が極度に制限されるもの
3級	①視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの ②視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両目開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	①両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	①平衡機能の極めて著しい障がい	①音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	①両上肢の親指及び人差し指を欠くもの ②両上肢の親指及び人差し指の機能を全廃したもの ③一上肢の機能の著しい障がい ④一上肢のすべての指を欠くもの ⑤一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	①両下肢をショパー関節以上で欠くもの ②一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ③一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が制限されるもの	心臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいにより日常生活が著しく制限されるものを除く
4級	①視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの ②周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの ③両目開放視認点数が70点以下のもの	①両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話言語を理解し得ないもの) ②両耳による普通話の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		①音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい	①両上肢の親指を欠くもの ②両上肢の親指の機能を全廃したもの ③一上肢の肩関節・肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能を全廃したもの ④一上肢の親指及び人差し指を欠くもの ⑤一上肢の親指及び人差し指の機能を全廃したもの ⑥親指又は人差し指を含めて一上肢の三指を欠くもの ⑦親指又は人差し指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの ⑧親指又は人差し指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい	①両下肢のすべての指を欠くもの ②両下肢のすべての指の機能を全廃したもの ③一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ④一下肢の機能の著しい障がい ⑤一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの ⑥親指又は人差し指を含めて一上肢の三指を欠くもの ⑦一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	不随意運動・失調等により上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
5級	①視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの ②両目による視野の2分の1以上が欠けているもの ③両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両目開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの ⑤両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		①平衡機能の著しい障がい		①両上肢の親指の機能の著しい障がい ②一上肢の肩関節・肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の著しい障がい ③一上肢の親指を欠くもの ④一上肢の親指の機能を全廃したもの ⑤一上肢の親指及び人差し指の機能の著しい障がい ⑥親指又は人差し指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい	①一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい ②一下肢の足関節の機能を全廃したもの ③一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障がい	不随意運動・失調等により上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
6級	①視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	①両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの) ②一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側の耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			①一上肢の親指の機能の著しい障がい ②人差し指を含めて一上肢の二指を欠くもの ③人差し指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	①一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ②一下肢の足関節の機能の著しい障がい		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動の機能の劣るもの							
7級					①一上肢の機能の軽度の障がい ②一上肢の肩関節・肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障がい ③一上肢の手指の機能の軽度の障がい ④人差し指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい ⑤一上肢の中指、薬指及び小指を欠くもの ⑥一上肢の中指、薬指及び小指の機能を全廃したもの	①両下肢のすべての指の機能の著しい障がい ②一下肢の機能の軽度の障がい ③一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい ④一下肢のすべての指を欠くもの ⑤一下肢のすべての指の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの 下肢に不随意運動・失調等を有するもの									

1 同一の等級において二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
 5 「指の機能障害」とは、中指指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。